

沼津市水道部 下水道事業

普通財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領

令和6年12月

沼津市 水道部 水道総務課

沼津市 財務部 資産活用課

沼津市水道部の下水道事業及び沼津市で所有する普通財産の売払いに伴い、一般競争入札を実施します。

参加をご希望される方は、本募集要領を確認の上、お申込みください。

目 次

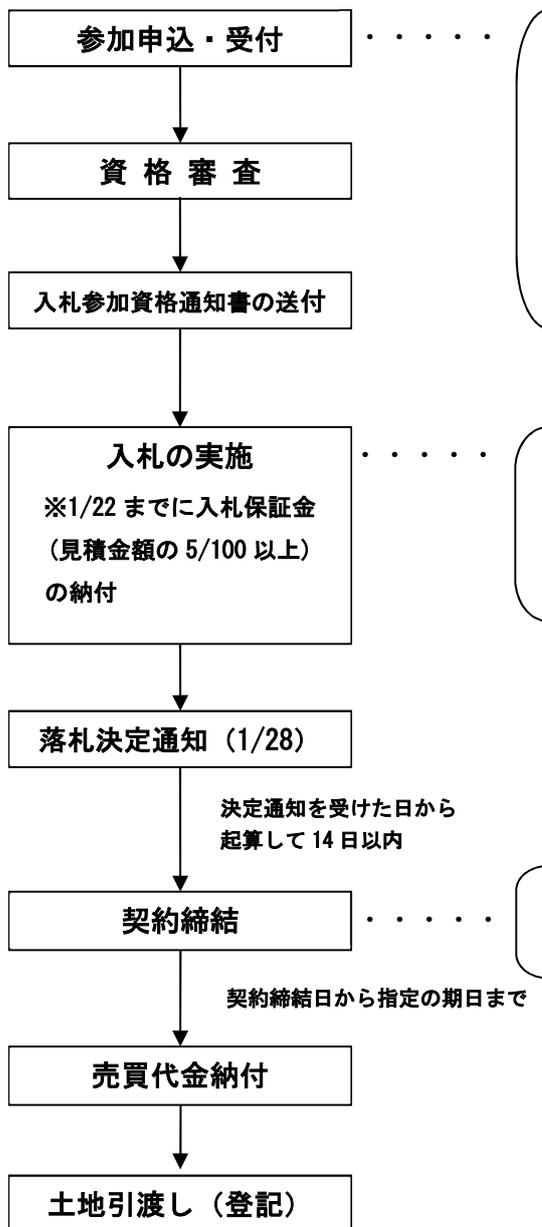
● 手続きの流れ	1
● 売払いの概要	2～6
● 物件調書	7～10
● 入札心得書	11～15
◎ 沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札参加申込書 (第1号様式)	16～17
◎ 入札保証金提出書(第2号様式)	18
◎ 誓約書(第3号様式)	19
◎ 振込依頼書(第4号様式)	20～23
◎ 入札書(第5号様式)	24
◎ 入札保証金振込証明書(第6号様式)	25
◎ 委任状(第7号様式)	26
◎ 入札書提出用封筒の作り方	27
● 土地売買契約書(案)	28～31

◎＝入札に必要なとなる書類の様式です。

手続きの流れ

入札申込から物件引渡及び所有権移転登記までの流れは、以下のとおりとなります。

< 手続きの流れ >



< 提出書類の説明 >

- 沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札参加申込書
- 申込者の住民票の写(法人にあつては登記簿謄本(登記事項証明書))
- 印鑑証明書
- 入札保証金提出書
- 誓約書
- 振込依頼書

16～23ページ参照

- 入札書(封入したもの)
- 入札保証金振込証明書(保管金受入手続添付書を貼付)
- 委任状(代理人による場合)

24～27ページ参照

土地売買契約書(案)

28～31ページ参照

売払いの概要

1 入札により売払う普通財産

入札により売払う普通財産は、以下のとおりです。詳細については、7ページ以降の「物件調書」を御覧ください。

(土地)

物件番号	物件の所在	登記地目	登記地積	予定価格
水6-1	沼津市戸田字平戸1353番14 外5筆	雑種地及び 用悪水路	計 1,572.38㎡	3,832,980円

注) 予定価格は、当該物件における最低売払価格であるので、予定価格未満での入札は無効とします。

2 入札参加者の資格

入札は、原則として個人・法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、11ページの入札心得書第3条（入札参加資格）を御覧ください。

3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてからの提出では、入札に参加できません。

申込みは、16ページの沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札参加申込書（第1号様式）を使用し、入札心得書第4条第1項に示す書類も一緒に提出してください。

(1) 受付期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月15日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。

(2) 受付場所

〒410-8601 沼津市御幸町2番20号（沼津市水道部庁舎2階）
沼津市水道部水道総務課

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください（FAX及び電子メールによる受付は行いません）。

郵送による提出は、必ず書留郵便で受付期間内に受付場所に到着するようにしてください。

4 入札の日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

日 時 令和7年1月28日（火） 午前10時
場 所 沼津市御幸町2番20号 沼津市水道部庁舎 1階会議室B

(2) 入札方法

本人又はその代理人が、入札書を提出してください（代理人が入札に参加する場合は、委任状（第7号様式）が必要になります）。なお、入札書は、24ページの入札書（第5号様式）を使用し、入札心得書第6条に示す書類も一緒に提出してください。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札に参加される方は、**各自の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金**（現金）を振込依頼書等（第4号様式）により、令和7年1月24日（金）までに最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）から指定の口座へ振込んでください。

振込依頼書等（3枚1組）

- ・ （水道部）一般競争入札保証金 **振込依頼書（兼入金伝票）**
- ・ （水道部）一般競争入札保証金 **保管金受入手続添付書**
- ・ （水道部）一般競争入札保証金 **振込金（兼手数料）受取書**

※ 入札保証金計算例

見積入札金額4,000万円の場合

$4,000\text{万円} \times 5 / 100 = \mathbf{200\text{万円以上}}$ となります。

(2) 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当した上で売買代金に充当するものとします。

(3) 入札保証金の返還

落札者以外の方が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札申込者が指定された口座へ振込みます。

6 入札の無効

入札の無効事由に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は入札心得書第8条（入札の無効）を御覧ください。

7 契約手続

契約手続に関する通知は、別途郵送で送付します。

(1) 契約の締結

契約締結は、落札決定の通知を受けた日から起算して14日以内となります。

契約締結は、沼津市水道部が落札された方とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

なお、当該物件のうち、沼津市戸田字平戸 1352番3については、沼津市財務部資産活用課と別途、契約締結が必要です。また、資産活用課との契約に係る費用についても、落札者の負担となります。

(2) 契約保証金

契約締結と同時に売買代金を全額納付する場合以外は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付していただきます。納付していただく額は、上記必要な契約保証金の額から納付済みの入札保証金を差し引いた額となります。

なお、契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

(3) 売買代金の納付

売買代金は、契約締結日から指定の期日までに、沼津市水道部及び沼津市（財務部資産活用課）が発行する納入通知書により納付をしていただきます。

納入通知書により納付していただく額は、売買代金から納付済みの契約保証金を差し引いた額となります。

8 所有権の移転登記

売買代金の納付後、沼津市水道部及び沼津市（財務部資産活用課）が所有権移転登記を行います。登記に必要な登録免許税（収入印紙）は、落札者の負担となります。

< 必要書類 >

- ・ 契約者が個人の場合は、住民票の写
- ・ 法人の場合には法人登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・ 登録免許税額

※ 土地：不動産の固定資産税評価額（契約金額ではない）の1,000分の15

9 その他注意事項

- 物件調書の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。
- 物件の引渡しは現況有姿となります。物件敷地内のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、舗装等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。
- 物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

- 入札心得書や物件調書など、本募集要領の記載事項をよく読んでください。入札参加者は、本募集要領を熟知し、全ての募集内容について了承しているものとみなします。

10 問い合わせ先

沼津市水道部 水道総務課 経理係 (電話番号) 055-934-4852

物 件 調 査 書 物件番号 水6-1

所在地		沼津市戸田字平戸 1353 番 14 外 5 筆		
地 積		1,572.38 m ²	地 目	雑種地 ほか
接 面 街 路		北側及び西側に現況幅員約 4 m		
法令制限	都市計画区域	都市計画区域外	容 積 率	—
	用途地域	—	建ぺい率	—
	防火地域	—	その他	—
施 設 設備状況			事業所名	電話番号
	電 気	引 込 可	東京電力パワーグリッド(株) 伊豆支社	0120-995-902
	上 水 道	引込可※	沼津市水道部	055-934-4853
	下 水 道	引込不可	水道サービス課	
	都市ガス	無	—	—
※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。				
交通機関 (道路距離)	鉄 道	伊豆箱根鉄道駿豆線修善寺駅 約 15.2 k m		
	バ ス	仲道 約 390m		
公共施設 (道路距離)	市役所等	戸田市民窓口事務所 (道の駅くるら戸田) 約 480m		
	学 校	沼津市立戸田小中一貫学校 約 980m		

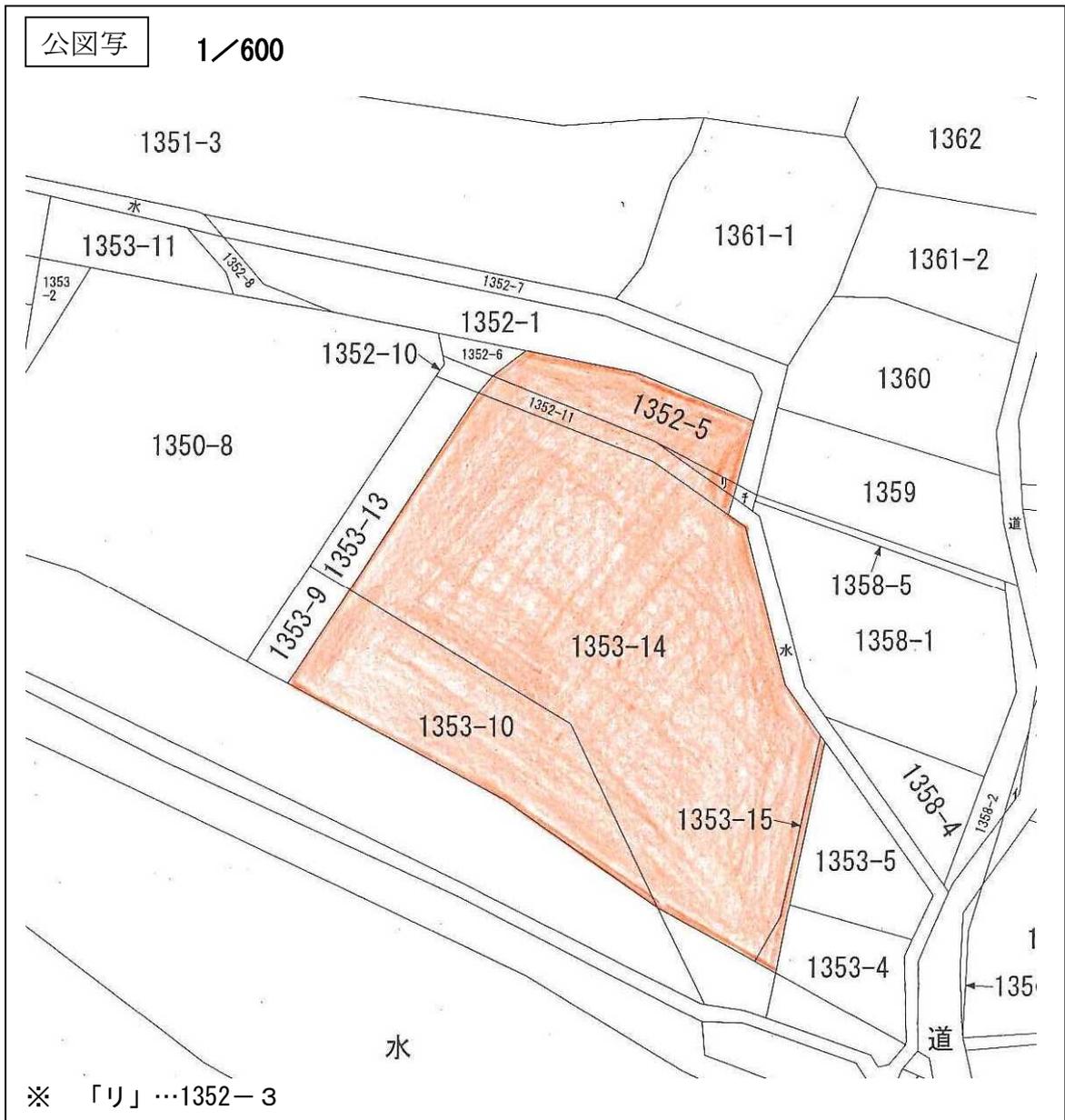
現地周辺



※ 上水道の引き込みについては、占用に関する協議が必要となります。

◀ 参考事項 ▶

- 土地6筆（以下、「本物件という。」）は、一体にて現況有姿での一括入札とします。
- 現況有姿での引渡しのため、工作物等の撤去、処分等は購入された方の負担となります。
- 本物件の南東側及び南西側に電柱がそれぞれ1本設置されています。
隣地の境界越境物や敷地内の占用物件がある場合の必要な措置は、購入された方の負担となります。
- 本物件の一部は、土砂災害警戒区域に指定されています。
（区域名：平戸川 土石流）
- 戸田大川沿いにあるため、河川の増水、氾濫等が懸念されます。
- 隣接地は、一般住宅、用悪水路及び道路となっています。
- 本件売払いに当たっての測量は行っていません。また、登記地積による売買となります。



6筆の詳細

地番	登記地目	登記地積 (㎡)
沼津市戸田字平戸 1352 番 3	用悪水路	5.38
沼津市戸田字平戸 1352 番 5	雑種地	101
沼津市戸田字平戸 1352 番 11	雑種地	44
沼津市戸田字平戸 1353 番 10	雑種地	291
沼津市戸田字平戸 1353 番 14	雑種地	1,113
沼津市戸田字平戸 1353 番 15	雑種地	18
合計		1,572.38

物件写真



【 北西側から東側を望む 】



【 南東側から北側を望む 】

入 札 心 得 書

(趣旨)

第1条 この心得書は、沼津市水道部普通財産の一般競争入札（以下、「入札」という。）による売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加者の責務)

第2条 入札への参加を希望する者は、本入札心得書のほか、「沼津市水道部 下水道事業 普通財産の一般競争入札による売払いに関する募集要領」（以下、「募集要領」という。）の記載事項を熟知の上、入札に参加しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 沼津市が行った普通財産の売払いに関し、正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者で、その事実があった日から2年を経過しないもの
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する沼津市職員

(入札参加申込)

第4条 入札への参加を希望する者は、沼津市水道部が指定する日までに、次に掲げる書類を沼津市水道部水道総務課へ提出しなければならない。

- (1) 沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- (2) 住民票（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）の写し
- (3) 第1号に規定する申込書押印の印鑑証明書
- (4) 入札保証金提出書（第2号様式）
- (5) 誓約書（第3号様式）

2 前項の規定による提出は、持参又は郵送の方法によるものとし、ファクシミリ、電子計算機等を利用した方法は、これを認めない。

3 前項の規定に基づき、郵送の方法により提出する場合にあっては、書留郵便によって沼津市水道部が指定する日の午後5時までに、沼津市水道部水道総務課に到着させなければならない。

（入札保証金）

第5条 入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を、沼津市水道部が指定する日までに振込依頼書（第4号様式）により納付しなければならない。

2 入札保証金は、落札者に対しては落札者の申出により契約保証金に充当するものとし、落札者以外の者に対しては入札終了後にこれを還付するものとする。

3 入札保証金には、利息を付さない。

（入札等）

第6条 入札に参加する者は、沼津市水道部が指定する入札期間及び入札場所において、次に掲げる書類を持参して入札しなければならない。

- (1) 入札書（一般競争入札）（第5号様式）
- (2) 入札参加資格の審査結果通知書の写し又は身分証明書
- (3) 入札保証金振込証明書（第6号様式）（金融機関等の領収印が押印された保管金受入手続添付書が貼付されたもの）
- (4) 委任状（第7号様式）（代理人が入札を行う場合）

（入札書の記入等）

第7条 入札書は、黒インクの万年筆又はボールペン（ただし、消えるボールペンは不可）を使用して記入しなければならない。

2 入札書には、入札に参加する者の住所、氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び入札する金額（算用数字）を記入し、実印（法人の場合にあっては、代表者印）を用いて押印しなければならない。

- 3 代理人によって入札を行う場合には、前項の規定により記入及び押印した入札書に、代理人の住所及び氏名の記入並びに押印をしなければならない。
- 4 入札書は、入札に参加する者の住所及び氏名（法人の場合にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記入した封筒に入れて封かんし、沼津市水道部の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入しなければならない。
- 5 前項の規定により投入した入札書は、これを書替え、引換え又は撤回することができない。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格のない者
- (2) 入札保証金を指定の日までに納付しなかった者又は指定の額に満たない者
- (3) 委任状を提出していない入札参加者の代理人
- (4) 指定した入札期間及び入札場所において入札をしなかった者
- (5) 記名押印のない入札をした者
- (6) 訂正した価格により入札をした者
- (7) 金額その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (8) 沼津市水道部が設定する予定価格未満の入札をした者
- (9) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (10) 入札物件1件につき2以上の入札をした者
- (11) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者
- (12) 入札物件1件につき2人以上の入札者の代理人となって入札した者
- (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者

（開札）

第9条 開札は、入札の終了後直ちに、入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札に関係のない沼津市水道部の職員を立ち合わせて開札を行う。

（落札者の決定）

第10条 落札者は、沼津市水道部の設定する予定価格以上であり、かつ、最高の金額を入札した者とする。

- 2 沼津市水道部の予定価格以上であり、かつ、最高の金額を入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。ただし、くじを引かない者が

あるときは、入札に関係のない沼津市水道部の職員に代わりにくじを引かせるものとする。

3 前項ただし書の場合において、関係者は、異議の申し立てをすることができない。

4 入札結果は、全ての入札を対象とし、開札の場においてその内容を直ちに口頭で公表するものとする。

(落札の通知)

第11条 前条の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し、直ちに口頭で落札の決定を通知する。なお、落札した物件に係る売買契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項は、別途郵送により通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、前条の規定による落札の通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に、沼津市水道部及び沼津市と当該落札物件の売買契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると沼津市水道部及び沼津市が認めたときは、当該期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないとき又は第8条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該落札は、その効力を失う。この場合において、第5条第1項の規定により納付された落札者の入札保証金は、沼津市水道部に帰属するものとする。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印を用いなければならない。

(契約保証金)

第13条 前条の規定による契約の締結に係る契約保証金は、売買代金の100分の10以上の額とする。ただし、契約の締結に際し売買代金が即納される場合には、第5条第2項の規定により入札保証金を契約保証金に充当した額で満たない部分の契約保証金については、免除する。

2 契約保証金は、落札者の申出により売買代金に充当するものとする。

(売買代金の納付)

第14条 落札者は、売買代金（前条の規定により契約保証金を売買代金に充当後の残額）を、沼津市水道部及び沼津市が発行する納入通知書により、第12条の規定による契約締結の日から沼津市水道部及び沼津市が指定する日までに納付しなければならない。

(契約の解除)

第15条 沼津市水道部及び沼津市は、第12条の規定による契約締結後において、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 当該契約に関する不正の事実が判明したとき。
- (2) 法令、本心得書若しくは当該契約に違反したとき。

(所有権移転登記と公租公課)

第16条 売買物件に係る所有権移転登記の手続きは、第14条の規定による売買代金の納付後、落札者の請求により沼津市水道部及び沼津市が行うものとする。

- 2 前項の規定による所有権移転登記の手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転登記後の公租公課その他必要な費用は、落札者が負担する。

(契約不適合責任)

第17条 落札者は、第12条の規定による契約の締結後、売買物件に面積の不足その他契約の内容に適合しないこと（地中埋設物、地質、土壌汚染等を含むがこれらに限らない。）を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(入札結果の公表について)

第18条 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人又は個人の別）を公表するものとする。

- 2 沼津市水道部及び沼津市は、本件入札に関し、沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）に基づく開示請求がなされた場合において、必要があると認めるときは、落札者に関する情報を開示するものとする。

第1号様式

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

申込人 住所又は所在地

氏名 ⑩
(名称・代表者名)

電話番号

沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札参加申込書

沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札に参加したいので、現況及び物件調書を確認の上、入札参加を申し込みます。

参加を希望する物件の参加希望欄に○を記入↓

物件番号	物件の所在	種類	参加希望
水6-1	沼津市戸田字平戸1353番14 外5筆	土地	

※ 添付書類

- ・ 申込人の住民票の写し(法人の場合は法人登記簿謄本(登記事項証明書))
- ・ 入札保証金提出書(第2号様式)
- ・ 誓約書(第3号様式)
- ・ 本書押印の印鑑証明書

第1号様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 沼津市長

申込人 住所又は所在地

〇〇市△△町□□番地◇

氏名 下水 太郎 (印)

(名称・代表者名)

実印で押印、以降の様式も同じ印で押印してください。

電話番号 123- (456) -7890

沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札参加申込書

沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札に参加したいので、現況及び物件調書を確認の上、入札参加を申し込みます。

参加を希望する物件の参加希望欄に○を記入↓

物件番号	物件の所在	種類	参加希望
水6-1	沼津市戸田字平戸1353番14 外5筆	土地	○

※ 添付書類

- ・ 申込人の住民票の写し(法人の場合は法人登記簿謄本(登記事項証明書))
- ・ 入札保証金提出書(第2号様式)
- ・ 誓約書(第3号様式)
- ・ 本書押印の印鑑証明書

※1 第2号様式以降、印鑑は、実印で押印ください。

※2 共有者で申し込みの場合、(例) A持分1/2、B持分1/2の場合、2名それぞれの住所又は所在地及び氏名の前に持分を記載してください。(第2号様式以降も同様)

なお、第2号様式及び第4号様式のその他の欄では、共有者の代表者名

住所又は所在地 〇〇市△△町□□番地◇

持分1/2 A (印)

氏名 〇〇市△△町□□番地◇

持分1/2 B (印)

「A外〇名」及び代表者の住所を記載してください。

(宛先) 沼津市長

住所又は所在地

氏名 ⑩
(名称・代表者名)

入札保証金提出書

次の現金を、沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札の入札保証金として提出します。

なお、下記入札保証金は、当方が落札者となった場合には、その全額を契約保証金に充当の上、売買代金に充当願います。

¥ _____

物件番号	水6-1
------	------

入札保証金返還請求 落札とならなかったときその他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。 (ゆうちょ銀行は不可)		入札申込者の氏名 電話番号 () -		
振 込 先	金融機関名	銀行(金庫・組合) 支店		
	預金の種目	普通預金	当座預金	その他()
	口座番号			
	口座名義人	(フリガナ)		

(注) 口座名義は、振込依頼人と同一のものであることが必要です。

誓 約 書

私は、沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札の参加にあたり、次の1及び2のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が偽りであり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

- 1 沼津市が行った入札に関し、次の(1)から(4)のいずれかに該当する事実があった日から2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (3) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (4) 上記(1)から(3)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げる者
 - (1) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は過去に受けたことがある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員

上記2においては、貴職において必要と判断した場合には、当方の個人情報を静岡県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは、当該請求に従うことを確約します。

令和 年 月 日

(宛先) 沼 津 市 長

住所又は所在地

氏 名
(名称・代表者名)

⑩

物件 水6-1用

取扱店へ
のお願い

(水道部)一般競争入札保証金

振込依頼書(兼入金伝票)

科目

依頼日	令和 年 月 日		電信扱	手数料				
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店			金額	十 億	百 万	千	円
預金 種目	別段	口座 番号	101211					
受取人	口座名	(フリガナ) ヌマヅシチョウ ヨリシゲ シュウイチ		内訳	現金			
		(漢字) 沼津市長 頼重 秀一						
依頼人	振込 依頼 番号	項目名	物件番号	備考	収納印または振替印			
		ニユウサツホシヨウキン	水 6-1					
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) (水6-1)						
	住所	〒 - (電話) - -						

物件 水6-1用

注 意

(水道部)一般競争入札保証金

保管金受入手続添付書

沼津市水道部(水道総務課)提出用

○この保管金受入手続添付書は、入札保証金振込証明書に添付して、沼津市水道部水道総務課へ提出してください。

依頼日	令和 年 月 日		電信扱	手数料				
振込先金融機関	スルガ銀行 本店			金額	十	百	千	円
預金種目	別段	口座番号	101211					
受取人	(フリガナ)	ヌマヅシチヨウ ヨリシカ シュウイチ		内訳	現金			
	(漢字)	沼津市長 頼重 秀一						
依頼人	振込依頼番号	項目名	物件番号	備考	※領収印のないものは、無効です。			
	個人名又は法人名	ニユウサツホシヨウキン	水 6-1					
	住所	(フリガナ) (水6-1)						
		〒 - (電話) - -		収納印または振替印				

(依頼人より沼津市水道部[水道総務課]へ提出)

物件 水6-1用

注 意

(水道部)一般競争入札保証金

振込金(兼手数料)受取書

依頼人保管用

が○やむをえない事由による通信機器、回線の障害によって振込み
 が遅延することがあっても責任は負いません。

依頼日	令和 年 月 日		電信 扱		手数料				
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店				金額	十 億	百 万	千	円
受取人	預金 種目	別 段	口座 番号	101211		内 訳			
	口座 名	(フリガナ) スマツシチョウ ヨリシゲ シュウイチ (漢字) 沼津市長 頼重 秀一			現金				
依頼人	振込 依頼 番号	項目名 ニユウサツホンシヨウキン		物件番号 水 6-1	備考				
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) (水6-1)				取扱店領収印			
	住所	〒 - (電話) - -							

収 入
印 紙

※物件番号 水6-1に入札する場合

第4号様式

物件 水6-1用

(記載例)

取扱店へ
のお願い

(水道部)一般競争入札保証金

振込依頼書(兼入金伝票)

科目

依頼日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			電信	振込	手数料						
振込先 金融機関	スルガ銀行 本店			金額	現金	十億	百万	千	円			
預金 種目	別段	口座 番号	101211			¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇
受取人	(フリガナ)	ヌマヅシチョウ ヨリシゲ シュウイチ			内訳							
	口座名 (漢字)	沼津市長 頼重 秀一										
依頼人	振込 依頼 番号	項目名	物件番号		備考							
	個人名 又は 法人名	(フリガナ)	ゲスイドウ タ ロウ (水6-1) 下水道 太郎	←		※ 依頼人名は、氏名または法人名 を記入としてください。 氏名は、入札者名と同一のもので ある必要があります。 また、入札者が複数の場合は代表 者を1名のみ、記載してください。						
	住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 (電話) 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇市△△町□丁目××番地									

収入
印紙

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

入札者 住所又は所在地

氏名 ⑩
(名称・代表者名)

代理人 住所

氏名 ⑩

入札書(一般競争入札)

沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札に関する募集要領の記載内容を承知の上、下記の金額で買受けたいので申込みます。

物件番号	物件の所在							種類		
水6-1										
入札価格	十億	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (注) 1 住所及び氏名又は名称は、住民票又は登記事項証明書のとおりに記載してください。
- 2 代理人によって入札する場合は、本人の住所、氏名等のほか、代理人の住所、氏名等を記載し、代理人の印のみ押してください。
- 3 代理人によって入札する場合は、代理人への委任状も必要です。
- 4 入札価格は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前には必ず「¥」マークを記載してください。
- 入札価格を書き損じたときは、新たな入札書で書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

第6号様式

令和 年 月 日

(宛先) 沼津市長

住所又は所在地

氏名 ⑩
(名称・代表者名)

入札保証金振込証明書

次のとおり、沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札保証金として納付しました。

¥ _____

物件番号	水6-1
------	------

金融機関の証明書(保管金受入手続添付書)貼付箇所

入札保証金を沼津市下水道事業会計の預金口座に振込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」(本書)をこの枠内に左上をそろえて貼り付けて提出してください。

(※ 貼り付けるときは、剥がれないようしっかり貼ってください。)

委任状

代理人 住所

氏名

⑩

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	物件の所在	種類
水6-1		

令和 年 月 日

委任者

住所又は所在地

氏名

(名称・代表者名)

⑩

電話番号 () -

(注) 委任者の印鑑証明書を添付すること。

○入札書提出用封筒のつくりかた

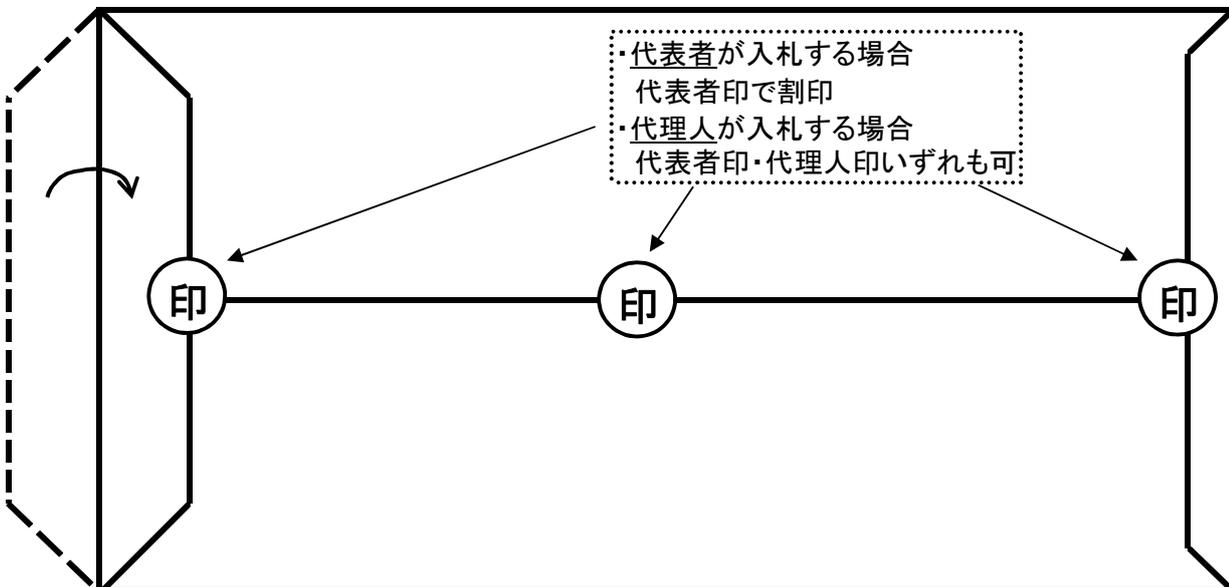
封筒(長3 120×235mm相当)

(表)

入 札 書	
(宛先) 沼 津 市 長	
番 号	物件番号 水6-1
入 札 名	沼津市水道部普通財産売払い一般競争入札
令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日	
住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇
商号又は名称	△△△△(株)
代表者職氏名	代表取締役 ×× ×× (印)
代理人氏名	□□ □□ (印)

代理人が提出する場合に記入する

(裏)



※封筒の表に押印する必要はありません。

※委任状は、封筒に入れないで入札書と一緒に提出すること。

土地売買契約書 (案)

土地の売買について、沼津市（以下「甲」という。）と ○○○〔落札者〕（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもって本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「当該土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これらを買受けるものとする。

土地の所在	登記地目	登記面積（㎡）
沼津市戸田字平戸1352番5	雑種地	101
沼津市戸田字平戸1352番11	雑種地	44
沼津市戸田字平戸1353番10	雑種地	291
沼津市戸田字平戸1353番14	雑種地	1,113
沼津市戸田字平戸1353番15	雑種地	18

（売買代金の額）

第3条 当該土地の売買代金は、金○○○〔落札金額の内、水道部分〕円とする。

（売買代金の納付方法、納期限等）

第4条 乙は、前条に規定する売買代金（納入済みの契約保証金がある場合であって、当該契約保証金を売買代金に充当するときは、当該充当後の残額）を、甲が指定する納入通知書等により、甲の指定する場所及び納期限までに納入しなければならない。

（所有権の移転及び当該土地の引渡し）

第5条 当該土地の所有権は、乙が前条に規定による売買代金の納付を完了したときに甲から乙に移転するものとし、当該移転と同時に乙に対する当該土地の引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第6条 当該土地に係る所有権移転登記の手続きは、第4条の規定による売買代金の納付後、乙の請求により甲が行うものとする。

（公租公課）

第7条 所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（売買費用）

第8条 本契約の締結に際し必要な費用、第6条の規定による所有権移転登記の手続きに要する不動産登録免許税等の費用その他本契約の履行に関し必要な一切の費用は、乙の負担

とする。

（危険負担）

第9条 本契約の締結から第5条の規定による当該土地の引渡しまでの間において、当該土地が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、乙は甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

（契約不適合責任）

第10条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた本売買物件について、契約の内容に適合しないこと（地中埋設物、地質、土壤汚染等を含むがこれらに限らない。）を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

（契約解除等）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに本契約を解除できる。

2 乙は、前項の規定により本契約が解除されたときは、当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（合意管轄）

第13条 本契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第14条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲及び乙の双方が協議して処理するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

（甲）沼津市御幸町16番1号

沼津市長 頼重秀一 印

（乙）○○○○ ○○○

○ ○ ○ ○ 印

土地売買契約書 (案)

土地の売買について、沼津市（以下「甲」という。）と ○○○〔落札者〕（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもって本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「当該土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これらを買受けるものとする。

土地の所在	登記地目	登記面積（㎡）
沼津市戸田字平戸1352番3	用悪水路	5.38

（売買代金の額）

第3条 当該土地の売買代金は、金○○○〔落札金額の内、資産活用課分〕円とする。

（売買代金の納付方法、納期限等）

第4条 乙は、前条に規定する売買代金（納入済みの契約保証金がある場合であって、当該契約保証金を売買代金に充当するときは、当該充当後の残額）を、甲が指定する納入通知書等により、甲の指定する場所及び納期限までに納入しなければならない。

（所有権の移転及び当該土地の引渡し）

第5条 当該土地の所有権は、乙が前条に規定による売買代金の納付を完了したときに甲から乙に移転するものとし、当該移転と同時に乙に対する当該土地の引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第6条 当該土地に係る所有権移転登記の手続きは、第4条の規定による売買代金の納付後、乙の請求により甲が行うものとする。

（公租公課）

第7条 所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（売買費用）

第8条 本契約の締結に際し必要な費用、第6条の規定による所有権移転登記の手続きに要する不動産登録免許税等の費用その他本契約の履行に関し必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第9条 本契約の締結から第5条の規定による当該土地の引渡しまでの間において、当該土地が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損したときは、乙は甲に対して売

買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

（契約不適合責任）

第10条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた本売買物件について、契約の内容に適合しないこと（地中埋設物、地質、土壤汚染等を含むがこれらに限らない。）を理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

（契約解除等）

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに本契約を解除できる。

2 乙は、前項の規定により本契約が解除されたときは、当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（合意管轄）

第13条 本契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第14条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、甲及び乙の双方が協議して処理するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

（甲）沼津市御幸町16番1号

沼津市長 頼重秀一 印

（乙）○○○○ ○○○

○ ○ ○ ○ 印